



平成 18 年 10 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社サダマツ  
代表者名 代表取締役社長 貞松隆弥  
( J A S D A Q ・ コード 2 7 3 6 )  
問合せ先  
役職・氏名 専務取締役 西川新二  
電話 092-734-9657

### 定款の一部変更のお知らせ

当社は、平成18年10月27日開催の取締役会において、定款の一部変更の件に関し、下記の通り、平成18年11月28日開催予定の株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1)「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)ならびに「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、所要の変更を行うものです。
- ① 定款に定めがあるとみなされた事項について、それを明確にするため、規定の新設および変更を行います。  
変更案第4条(機関)、変更案第7条(株券の発行)、変更案第14条(定時株主総会の基準日)を新設し、現行定款第8条(基準日)、現行定款第11条(株主総会の招集)第2項を削除いたします。現行定款第9条(名義書換代理人)を変更案第11条(株主名簿管理人)に所要の変更を行います。
  - ② 単元未満株式を有する株主の権利を明確にするため、変更案第10条(単元未満株式についての権利)を新設します。
  - ③ 会計監査人の選任および任期に関する規定を設けるため変更案第6章会計監査人の第39条(会計監査人の選任)および第40条(会計監査人の任期)を新設いたします。
  - ④ 株主総会の招集に際し、インターネットを利用する方法で株主総会参考書類等を開示した場合は、当該書類の一部または全部の情報を株主に提供したものとみなすことが可能となりますので、変更案第19条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設いたします。

- ⑤ 株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数ならびに代理権を証明する方法を明確にするため、現行定款第14条（議決権の代理行使）に所要の変更を行い、変更案第17条（議決権の代理行使）とします。
- ⑥ 取締役会の機動的な運営を可能とするため、現行定款第22条（取締役会の決議方法）に第2項を新設し、変更案第26条（取締役会の決議方法）とします。また、経営責任を明確にし、意思決定を迅速に行うことを目的として、取締役の任期を現行の二年から一年に変更するため、現行定款第18条（取締役の任期）を変更案第22条に所要の変更をするものであります。なお、附則において変更案第22条（取締役の任期）の適用範囲を新設いたします。
- ⑦ 会社法の施行に伴う用語や引用条文の変更を行うとともに、規定の新設または削除に伴う章数、条数の調整等について所要の変更を行います。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現 行 定 款 第1章 総 則	変 更 案 第1章 総 則
<p>第 1 条 (商 号) 当社は、株式会社サダマツと称し、英文では、SADAMATSU Company Limited.と表示する。</p>	<p>第 1 条 (商 号) 当社は、株式会社サダマツと称し、英文では、SADAMATSU Company Limited.と表示する。</p>
<p>第 2 条 (目 的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 時計類、眼鏡類、光学機械類、貴金属類、宝石類の企画製作、輸出入および販売 2. 事務機、カメラ、美術品、骨董品、アクセサリー、室内装飾品、バック類および鞆類、茶、生花、化粧品の販売 3. 服飾デザインおよび雑貨等の企画、製作および販売 4. 販売促進に関するコンサルティング業務 5. 通信販売、カタログ販売、訪問販売および展示販売の販売方法の教育に関するコンサルタント業務 6. 貸しビルに関する業務 7. 総合ブライダルに関する業務 8. 前各号に附帯する一切の業務</p>	<p>第 2 条 (目 的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 時計類、眼鏡類、光学機械類、貴金属類、宝石類の企画製作、輸出入および販売 2. 事務機、カメラ、美術品、骨董品、アクセサリー、室内装飾品、バック類および鞆類、茶、生花、化粧品の販売 3. 服飾デザインおよび雑貨等の企画、製作および販売 4. 販売促進に関するコンサルティング業務 5. 通信販売、カタログ販売、訪問販売および展示販売の販売方法の教育に関するコンサルタント業務 6. 貸しビルに関する業務 7. 総合ブライダルに関する業務 8. 前各号に附帯する一切の業務</p>
<p>第 3 条 (本店の所在地) 当社は、本店を長崎県大村市に置く。</p> <p>(新設)</p>	<p>第 3 条 (本店の所在地) 当社は、本店を長崎県大村市に置く。</p> <p>第 4 条 (機 関) <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p>

<p>第 4 条 (公告の方法) 当社の公告は、<u>電子公告の方法により行うものとする。但し、やむを得ない事由により電子公告を出来ない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>	<p><u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (公告方法) 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることが出来ない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p>
<p>第 2 章 株 式</p>	<p>第 2 章 株 式</p>
<p>第 5 条 (発行する株式の総数) 当社が<u>発行する株式の総数</u>は、30,120,000株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、30,120,000株とする。</p>
<p>第 6 条 (取締役会決議による自己株式の取得) 当社は、<u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>第 7 条 (<u>1 単元の株式数</u>および<u>単元未満株券の不発行</u>) 当社の<u>1 単元の株式の数</u>は1,000株とする。 2 当社は、<u>1 単元の株式の数</u>に満たない株式 (以下「<u>単元未満株式</u>」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、<u>株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第 7 条 (<u>株券の発行</u>) <u>当社は株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第 8 条 (自己の株式の取得) 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第 9 条 (<u>単元株式数</u>および<u>単元未満株券の不発行</u>) 当社の<u>単元株式数</u>は1,000株とする。 2 当社は、<u>第 7 条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式 (以下「<u>単元未満株式</u>」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、<u>株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></u></p>
<p>第 8 条 (基準日) 当社は、<u>毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ。) または登録質権者をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</u></p>	<p>第 10 条 (<u>単元未満株式についての権利</u>) <u>当社の単元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> <u>2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求する権利</u> <u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>

2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 9 条 (名義書換代理人)

当社は、株式につき名義書換代理人を置く。  
2 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。  
3 当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買い取り、届出の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

第 10 条 (株式取扱規程)

当社の株券の種類および株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買い取り、届出の受理その他株式に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

第 11 条 (株主総会の招集)

当社の定時株主総会は、毎年 1 1 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。  
2 株主総会は、本店所在地もしくは福岡本社所在地 (福岡市) およびこれらに隣接する地において招集する。

(新設)

第 12 条 (招集権者および議長)

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。  
2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 13 条 (決議の方法)

第 11 条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。  
2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。  
3 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第 12 条 (株式取扱規程)

当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

第 13 条 (株主総会の招集)

当社の定時株主総会は、毎年 1 1 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。  
(削除)

第 14 条 (定時株主総会の基準日)

当社の定時株主総会の基準日は、毎年8月31日とする。

第 15 条 (招集権者および議長)

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。  
2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 16 条 (決議の方法)

<p>株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行なう。</p> <p>2 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行なう。</p> <p>第14条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第15条（株主総会の議事録） 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名押印する。</p> <p>(新設)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第16条（取締役の員数） 当会社の取締役は7名以内とする。</p> <p>第17条（取締役の選任方法） 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>第18条（取締役の任期） 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでと</p>	<p>株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</p> <p>第17条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第18条（株主総会の議事録） 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他の法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条（取締役の員数） 当会社の取締役は7名以内とする。</p> <p>第21条（取締役の選任方法） 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>第22条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
---	--

<p>する。</p> <p>2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了<u>すべきとき</u>までとする。</p> <p>第19条（代表取締役および役付取締役） 代表取締役は、<u>取締役会の決議により選任</u>する。</p> <p>2 取締役会の決議により、取締役社長1名を<u>選任</u>し、必要に応じて取締役会長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第20条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第21条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を<u>開く</u>ことができる。</p> <p>第22条（取締役会の決議方法） 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行なう。</p> <p>（新設）</p> <p>第23条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、<u>議長ならびに</u>出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</p> <p>第24条（取締役会規程） 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する<u>時まで</u>とする。</p> <p>第23条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、<u>その決議によって代表取締役を選定</u>する。 2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を<u>選定</u>し、必要に応じて取締役会長1名および、<u>専務取締役、常務取締役</u>各若干名を定めることができる。</p> <p>第24条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第25条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を<u>開催</u>することができる。</p> <p>第26条（取締役会の決議方法） 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行なう</u>。 2 <u>当会社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、決議があったものとみなす</u>。</p> <p>第27条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領およびその結果<u>ならびにその他法令で定める事項</u>については、これを議事録に記載<u>または記録し</u>、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または<u>電子署名</u>する。</p> <p>第28条（取締役会規程） 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>第29条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、<u>賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主</u></p>
--	--

<p>第25条（取締役の報酬および退職慰労金） 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第26条（監査役の数） 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>第27条（監査役の選任方法） 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</p> <p>第28条（監査役の任期） 監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</p> <p>第29条（常勤監査役） 監査役は互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>第30条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。  2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことが出来る。</p> <p>第31条（監査役会の決議方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>第32条（監査役会の議事録） 監査役会における議事の経過の要領およびその結果を議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印する。</p> <p>第33条（監査役会規程） 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第30条（監査役の数） 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>第31条（監査役の選任方法） 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>第32条（監査役の任期） 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第33条（常勤監査役） 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>第34条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することが出来る。</p> <p>第35条（監査役会の決議方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>第36条（監査役会の議事録） 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第37条（監査役会規程） 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>第38条（監査役の報酬等） 監査役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>
---	--

<p>第<u>34</u>条（報酬および退職慰労金） 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p style="text-align: center;">第<u>6</u>章 計 算</p>	<p style="text-align: center;">第<u>6</u>章 会計監査人</p> <p>第<u>39</u>条（会計監査人の選任） 会計監査人は、株主総会において選任する。</p> <p>第<u>40</u>条（会計監査人の任期） 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 前項の定時株主総会において別段の決議がされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p> <p style="text-align: center;">第<u>7</u>章 計 算</p> <p>第<u>41</u>条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。</p>
<p>第<u>35</u>条（営業年度および決算期） 当社の営業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの1年とし、営業年度末日を決算期とする。</p> <p>第<u>36</u>条（利益配当金） 当社の利益配当金は、毎決算期における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>第<u>37</u>条（中間配当） 当社は、取締役会の決議により、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行なうことができる。</p> <p>第<u>38</u>条（利益配当金等の除斥期間） 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>（新設）</p>	<p>第<u>42</u>条（剰余金の配当の基準日） 当社の期末配当の基準日は、毎年8月31日とする。</p> <p>第<u>43</u>条（中間配当） 当社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第<u>44</u>条（配当の除斥期間） 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>附則 第22条の規程にかかわらず、平成17年11月25日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成19年開催の定時株主総会終結の時までとする。本附則は、期日経過後これを削除する。</p>

以 上